

標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)

最終改正 平成三十年一月三十日 国土交通省告示第百二十七号

目 次

- 第一章 総 則 (第一条・第二条)
- 第二章 見積り (第三条)
- 第三章 運送の引受け (第四条・第五条)
- 第四章 荷物の受取 (第六条・第八条)
- 第五章 荷物の引渡し (第九条・第十二条)
- 第六章 指 図 (第十三条・第十四条)
- 第七章 事 故 (第十五条・第十七条)
- 第八章 運賃等 (第十八条・第二十一条)

第一章 総 則

(適用範囲)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

第三条 当店は、前三項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

(受付日時)

第一条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

第二条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二章 見積り

(見積り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

第四条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 受け取人の氏名又は名称、住所及び電話番号

三 荷物の取扱日及び引渡日

四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

六 解約手数料の額

七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

八 荷物送人及び荷受け人並びに当店が行う作業内容

九 その他見積りに関し必要な事項

三 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開

四 梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

五 一枚運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

六 見積り書に記載した料金を申込者に発行します。

七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

八 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

九 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十二 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十四 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十五 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十六 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十八 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

十九 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十二 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十四 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十五 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十六 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十八 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二十九 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十二 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十四 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十五 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十六 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十八 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

三十九 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四十 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

当店は、荷物の部の滅失又はき損を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。